

条 例

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第1号**

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定により、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年8月末までに、知事に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (5) 職員の服務の状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (8) その他知事が必要と認める事項

(人事委員会の報告)

第4条 人事委員会は、毎年8月末までに、知事に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(人事委員会の報告事項)

第5条 前条の規定により人事委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の競争試験及び選考の状況
- (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
- (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(公表の時期)

第6条 知事は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 県報への登載
- (2) 閲覧場所の設置
- (3) インターネットの利用

2 前項第2号の閲覧場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 県庁
- (2) 地方事務所

(補則)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

人事活性化チーム

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第2号**

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与の特例に関する条例（平成13年長野県条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(知事及び地方公営企業の管理者の給料月額の特例)

3 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成17年長野県条例第2号）の施行の日から同日以後3月を経過する日までの間における知事及び地方公営企業の管理者の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。ただし、特別職の職員等の給与に関する条例第4条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料月額及び長野県職員退職手当条例第5条の2に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

職 名	給 料 月 額
知 事	第2条の表に掲げる知事の給料月額から特別職の職員等の給与に関する条例別表第1に掲げる知事の給料月額の100分の20に相当する額を減じて得た額
地方公営企業の管 理者	637,000円以内において任命権者が定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

人事活性化チーム

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第3号**

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県公共施設等整備基金の項を削り、同表の長野県県営林経営基金の項の次に次のように加える。

「清水朝恵」盲学校・ろう学校・養護学校学習環境整備基金	清水朝恵氏からの寄附金を原資として、県立の盲学校、ろう学校及び養護学校の図書の購入その他の学習環境の整備に要する費用の財源に充てる。
-----------------------------	--

## 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

財政改革チーム  
自律教育課

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第4号**

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「災害派遣手当」の次に「（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第8章の3において同じ。）」を加える。

第40条の5中「又は災害復旧」を「若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

2 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年長野県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「災害派遣手当」の次に「（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第17条において同じ。）」を加える。

第17条中「又は災害復旧」を「若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施」に改める。

危機管理・消防防災課

長野県国民保護協議会条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第5号**

長野県国民保護協議会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。次条において「法」という。）第38条第8項の規定により、長野県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定数）

第2条 法第38条第4項第5号から第8号までに掲げる者をもって

充てる委員の定数は、40人以内とする。

（会長の職務代理）

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第5条 協議会に、県の区域に係る国民の保護のための措置に関する事項を審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。

（幹事）

第6条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

（補則）

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2中「男女共同参画推進指導委員」を

「防災会議の委員及び専門委員  
国民保護協議会の委員  
男女共同参画推進指導委員」に、

「固定資産評価審議会の委員  
防災会議の委員及び専門委員」を

「固定資産評価審議会の委員」に改める。

危機管理・消防防災課

長野県国民保護対策本部条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第6号**

長野県国民保護対策本部条例

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第31条の規定により、

長野県国民保護対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（国民保護対策本部長等の職務）

第2条 国民保護対策本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 国民保護対策本部副本部長は、国民保護対策本部長の命を受けて本部の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

3 本部員は、上司の命を受けて、本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部長、国民保護対策本部副本部長及び本部員のほか、本部に必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、国民保護対策本部長が任命する。

6 第3項の規定は、第4項の職員について準用する。

（部）

第3条 国民保護対策本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

（現地対策本部長等）

第4条 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、国民保護対策本部副本部長、本部員及び第2条第4項の職員のうちから国民保護対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、国民保護対策本部長の命を受けて、現地対策本部の事務を掌理する。

（補則）

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、国民保護対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

危機管理・消防防災課

長野県緊急対処事態対策本部条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

## 長野県条例第7号

長野県緊急対処事態対策本部条例

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第183条において準用する同法第31条の規定により、長野県緊急対処事態対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（緊急対処事態対策本部長等の職務）

第2条 緊急対処事態対策本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 緊急対処事態対策本部副本部長は、緊急対処事態対策本部長の命を受けて本部の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

3 本部員は、上司の命を受けて、本部の事務に従事する。

4 緊急対処事態対策本部長、緊急対処事態対策本部副本部長及び本部員のほか、本部に必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、緊急対処事態対策本部長が任命する。

6 第3項の規定は、第4項の職員について準用する。

（部）

第3条 緊急対処事態対策本部長は、必要があると認めるときは、

本部に部を置くことができる。

（現地対策本部長等）

第4条 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、緊急対処事態対策本部副本部長、本部員及び第2条第4項の職員のうちから緊急対処事態対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、緊急対処事態対策本部長の命を受けて、現地対策本部の事務を掌理する。

（補則）

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、緊急対処事態対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

危機管理・消防防災課

長野県松本空港条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

## 長野県条例第8号

長野県松本空港条例の一部を改正する条例

長野県松本空港条例（昭和39年長野県条例第99号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う」を「前項各号に掲げる航空機以外の」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第1項の次に次の1項を加える。

（着陸料の納付の特例）

2 当分の間、次の各号に掲げる航空機（他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものに限る。以下同じ。）の着陸のため空港の施設を使用する者は、第15条第1項の規定にかかわらず、着陸料の納付を要しない。

(1) 空港と本邦の他の地点との間に定められた路線（平成17年3月31において定められているものに限る。）において航行する航空機で、運航計画（航空法第107条の2第1項の運航計画をいう。次号において同じ。）に基づき空港に着陸する回数が路線ごとに1週間当たり7回を超える分に係るもの

(2) 空港と本邦の他の地点との間に定められた路線（平成17年4月1日以後に定められたものに限る。）において航行する航空機で、運航計画に基づき空港に着陸するもの

(3) 空港と本邦外の地点との間において航行する航空機

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

交通政策課

市町村の合併に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

### 長野県条例第9号

市町村の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

(長野県流域下水道条例の一部改正)

第1条 長野県流域下水道条例(昭和54年長野県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「豊科町公共下水道」を「松本市公共下水道 豊科町公共下水道」に、「堀金村公共下水道 梓川村公共下水道」を「堀金村公共下水道」に改める。

(高等学校設置条例の一部改正)

第2条 高等学校設置条例(昭和39年長野県条例第64号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県望月高等学校の項中 「北佐久郡望月町」 を

「佐久市」に改め、同表の長野県臼田高等学校の項中

「南佐久郡臼田町」を「佐久市」に改める。

(長野県少年自然の家設置条例の一部改正)

第3条 長野県少年自然の家設置条例(昭和52年長野県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中 「北佐久郡望月町」 を「佐久市」に改める。

る。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

市町村課まちづくり支援室

長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

### 長野県条例第10号

長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例

長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「受託者」を「受託者等」に改め、同条第1項中「は、受託者」を「又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で市町村以外のものをいう。以下この条及び次条において同じ。)に公の施設の管理を行わせるときは、受託者又は指定管理者」に改め、「当該個人情報」の次に「又は当該公の施設の管理を行うことにより取り扱う個人情報を加え、同条第2項中「、前項」を「前項」に、「場合を「場合について、同条第1項、第2項本文及び第3項の規定は前項の指定管理者が公の施設の管理を行う場合」に改める。

第9条中「者又は」を「者、」に、「者は」を「者又は指定管理者

の指定を受けて県の公の施設の管理に係る業務に従事している者若しくは従事していた者は」に改める。

第50条中「を行う」を「及び第61条第2項の規定により意見を聽かれた事項の審議を行う」に改める。

第61条中「いう」を「いう。次項において同じ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、出資法人等が行った個人情報の開示等に対してされた異議の申出等に関して、当該出資法人等から意見を聴かれたときは、必要に応じ長野県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、当該出資法人等に対し、助言するものとする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

情報公開課

長野県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

### 長野県条例第11号

長野県情報公開条例の一部を改正する条例

長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「応じ」を「応じた」に、「ついて調査審議する」を「関する調査審議、第33条第3項の規定により意見を聴かれた事項の審議及び情報公開に関する事項についての建議を行う」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

第33条に次の1項を加える。

3 実施機関は、出資法人等が行った情報の公開等に対してされた異議の申出等に関して、当該出資法人等から意見を聴かれたときは、必要に応じ審査会の意見を聴いた上で、当該出資法人等に対し、助言するものとする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

情報公開課

長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

### 長野県条例第12号

長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例

長野県福祉大学校条例(平成6年長野県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「4,100円」を「5,900円」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

厚生課

児童相談所条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第13号**

児童相談所条例の一部を改正する条例

児童相談所条例（昭和39年長野県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県松本児童相談所の項中「松本市」を

「東筑摩郡波田町」に改める。

**附 則**

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

青少年家庭課

児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第14号**

児童福祉施設条例の一部を改正する条例

児童福祉施設条例（昭和39年長野県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中「治す」を「治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う」に、「支援する」を「支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う」に改める。

**附 則**

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

青少年家庭課

長野県女性相談センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第15号**

長野県女性相談センター条例の一部を改正する条例

長野県女性相談センター条例（昭和39年長野県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「置く」を「置き、その位置は、長野市及び東筑摩郡波田町とする」に改める。

**附 則**

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

青少年家庭課

長野県救急センター条例を廃止する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第16号**

長野県救急センター条例を廃止する条例

長野県救急センター条例（昭和58年長野県条例第26号）は、廃止する。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の長野県救急センター条例別表の規定により納付すべきであった使用料又は手数料については、なお従前の例による。

医務課

長野県看護専門学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第17号**

長野県看護専門学校条例の一部を改正する条例

長野県看護専門学校条例（昭和39年長野県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「(知事が定める者を除く。)」を削り、同条第2項中「月額4,100円」を「次の各号に掲げる寄宿舎の区分に従い、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 長野県須坂看護専門学校寄宿舎 月額5,900円

(2) 長野県木曾看護専門学校寄宿舎 月額700円

**附 則**

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

医務課

長野県看護大学条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第18号**

長野県看護大学条例の一部を改正する条例

第1条 長野県看護大学条例（平成6年長野県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「在学する者」の次に「(特別聴講学生として在学する者で規則で定めるものを除く。)」を加える。

第7条第2項中「4,100円」を「5,900円」に改める。

別表の1中「520,800」を「535,800」に、「141,000」を「211,500」に、「28,900」を「29,700」に、「42,300」を「63,450」に、「14,400」

を「14,800」に、特別聴講学生 を

「特別聴講学生（規則で定めるものを除く。）」に改める。

第2条 長野県看護大学条例の一部を次のように改正する。

別表の1中	円 県内の者 県外の者	211,500 282,000
	県内の者 県外の者	211,500 282,000
	県内の者 県外の者	63,450 84,600

を

円 282,000
282,000
84,600

に改め、同1の備考を削る。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条中長野県看護大学条例別表の1の改正規定（「141,000」を「211,500」に改める部分及び「42,300」を「63,450」に改める部分に限る。）は平成18年4月1日から、第2条の規定は平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成11年3月31日から引き続き在学する者に係る授業料の額は、第1条の規定による改正後の長野県看護大学条例別表の1の規定（授業料の欄に係る部分に限る。）にかかわらず、なお従前の例による。

## 医務課

結核診査協議会運営条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

## 長野県条例第19号

### 結核診査協議会運営条例の一部を改正する条例

結核診査協議会運営条例（昭和36年長野県条例第77号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 結核診査協議会条例

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 結核予防法（昭和26年法律第96号）第50条の規定による結核の診査に関する協議会として、結核診査協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(組織)

第2条 協議会は、委員6人以内で組織する。

第4条を第6条とする。

第3条に見出しとして「（会議）」を付し、同条第1項及び第2項を次のように改める。

協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、医療以外の学識経験を有する者のうちから任命された委員1人以上及び医師である委員2人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

第3条第3項中「会議」を「協議会」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。

- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## 保健予防課

長野県豆腐製造衛生師登録条例を廃止する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

## 長野県条例第20号

### 長野県豆腐製造衛生師登録条例を廃止する条例

長野県豆腐製造衛生師登録条例（昭和44年長野県条例第17号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例の一部改正)

- 2 食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例（平成11年長野県条例第51号。以下「営業施設基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

別表第1の第5の2の(2)中「、食鳥処理衛生管理者又は豆腐製造衛生師」を「又は食鳥処理衛生管理者」に改める。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日においてこの条例による廃止前の長野県豆腐製造衛生師登録条例の規定に基づく豆腐製造衛生師の資格を有していた者に係る前項の規定による改正後の営業施設基準条例別表第1の第5の2の(2)の規定の適用については、同(2)中「又は」とあるのは「若しくは」と、「資格を有する者」とあるのは「資格を有する者又は長野県豆腐製造衛生師登録条例を廃止する条例（平成17年長野県条例第20号）による廃止前の長野県豆腐製造衛生師登録条例（昭和44年長野県条例第17号）の規定に基づく豆腐製造衛生師の資格を有していた者」とする。

## 食品環境課

長野県動物愛護センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第21号**

長野県動物愛護センター条例の一部を改正する条例

長野県動物愛護センター条例（平成12年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「管理」を「管理等」に改める。

第2条中「を小諸市」を「（以下「センター」という。）を小諸市」に改める。

第3条の見出し中「管理」を「管理等」に改め、同条中「長野県動物愛護センターの管理」を「この条例に定めるものほか、センターの管理及びこの条例の施行」に改め、同条を第7条とする。

第2条の次に次の4条を加える。

## (使用の許可)

第3条 センターの犬の運動場を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

## (使用料の納付)

第4条 前条の規定により許可を受けてセンターの犬の運動場を使用しようとする者は、使用料を納付しなければならない。

## (使用料の額)

第5条 前条の使用料の額は、許可に係る使用時間30分までごとに500円とする。

## (使用料の免除)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(1) 学校又は動物愛護を目的とする団体が、動物愛護の意識の高揚と動物の適正な飼養管理に関する知識の普及啓発を図るために使用するとき。

(2) 前号に定めるもののほか、特別の理由があるとき。

## 附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

## 食品環境課

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第22号**

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年長野県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「が破産した」を「について破産手続開始の決定があつた」に改め、同条第4号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 水環境課生活排水対策室

長野県文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第23号**

長野県文化会館条例の一部を改正する条例

長野県文化会館条例（昭和57年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表の1の長野県県民文化会館の項中

1,300	2,200	2,600	3,500	4,800	5,400
3,000	5,100	6,000	8,100	11,100	12,600
1室について 1,600	1室について 2,700	1室について 3,200	1室について 4,300	1室について 5,900	1室について 6,700

を

1,800	3,000	3,600	4,800	6,600	7,500
4,100	6,900	8,200	11,000	15,100	17,200
1室について 2,200	1室について 3,700	1室について 4,400	1室について 5,900	1室について 8,100	1室について 9,200

に改め、同1の長野県松本文化会館の

項目中	3,500	5,900	7,000	9,400	12,900	14,700
	23,000	29,000	31,000	52,000	60,000	74,000
	1室について 4,200	1室について 7,100	1室について 8,400	1室について 11,300	1室について 15,500	1室について 17,700
	1,200	2,000	2,400	3,200	4,400	5,000
	1,000	1,700	2,000	2,700	3,700	4,200

を

3,900	6,600	7,800	10,500	14,400	16,400
25,000	32,000	33,000	57,000	65,000	81,000
1室について 5,800	1室について 9,800	1室について 11,600	1室について 15,600	1室について 21,400	1室について 24,400
1,700	2,800	3,400	4,500	6,200	7,100
1,400	2,300	2,800	3,700	5,100	5,800

に改める。」

## 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

生活文化課

長野県中小企業情報センター条例を廃止する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第24号**

長野県中小企業情報センター条例を廃止する条例

長野県中小企業情報センター条例（昭和54年長野県条例第9号）は、廃止する。

## 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

産業振興課

信州ものづくり産業投資応援条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第25号**

信州ものづくり産業投資応援条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、ものづくり産業投資応援地域内において製造業等のものづくり産業を営む法人等が行う投資を応援することにより雇用の確保及び地域経済の発展を図るために、当該法人等が取

得する家屋等に係る不動産取得税に対する長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の特例その他当該法人等の投資を応援するために講ずる措置について定めるものとする。

2 この条例において「ものづくり産業投資応援地域」とは、次に掲げる地域等をいう。

- (1) 地方公共団体又は土地開発公社が産業用地造成事業（製造業等に必要な工場等の敷地の造成及びその敷地とあわせて整備されるべき道路、緑地その他の施設の敷地の造成をする事業をいう。）により造成した土地の区域
- (2) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項に規定する工場立地調査簿に工場適地として記載されている地区
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域
- (4) 長野県県税条例第143条第4号に規定する農村工業等導入地区
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市町村長の申出があった区域で製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域として知事が告示したもの  
(不動産取得税の課税免除)

第2条 ものづくり産業投資応援地域内において、別表に掲げる事業を営み、又は営もうとする法人又は個人（規則で定めるところにより知事の認定を受けた法人又は個人に限る。）が、平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下この項及び第4条

において「対象期間」という。)に当該事業の用に供する家屋及びその敷地である土地(以下この項及び次条において「家屋等」という。)の取得(当該事業の用に供する家屋のうち、対象期間内に取得し又は借り受けた土地を敷地とするもので当該土地を取得し又は借り受けた日の翌日から起算して1年以内に建設の着手があったものの取得を含む。)をした場合における当該家屋等の取得に対しては、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、不動産取得税を課さない。

- (1) 当該ものづくり産業投資応援地域内において新設又は増設をした当該事業の用に供する一の生産設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。)で、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額が1億円以上であること。
- (2) 当該家屋等を事業の用に供したことによって増加する雇用者(日々雇い入れられる者を除く。)の数が5人以上であること。
- (3) 当該家屋等が土地の場合にあっては、当該土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設の着手があり、かつ、当該取得の日の翌日から起算して3年内に当該家屋を当該事業の用に供すること。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を地方事務所長に提出しなければならない。  
(適用除外)

第3条 長野県県税条例第144条第1項及び第2項の規定の適用がある家屋等の取得については、前条第1項の規定は、適用しない。  
(補助)

第4条 県は、別表に掲げる事業のうち知事が定めるものを営み、又は営もうとする法人又は個人に対し、予算の範囲内において、対象期間(知事が定める場合にあっては、知事が定める期間)内にものづくり産業投資応援地域内において当該事業の用に供する不動産等のうち知事が定めるものの取得をした場合における当該不動産等の取得に要する費用の一部を補助するものとする。  
(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(別表)(第2条、第4条関係)

製造業	情報サービス業	道路貨物運送業	倉庫業	こん包業	卸売業	デザイン・機械設計業	経営コンサルタント業	エンジニアリング業	自然科学研究所	機械修理業(電気機械器具修理業を含む。)	総合リース業	産業用機械器具賃貸業	事務用機械器具賃貸業	広告代理業	ディスプレイ業	産業用設備洗浄業	非破壊検査業
-----	---------	---------	-----	------	-----	------------	------------	-----------	---------	----------------------	--------	------------	------------	-------	---------	----------	--------

産業技術課

長野県工業関係試験研究機関試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

#### 長野県条例第26号

長野県工業関係試験研究機関試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県工業関係試験研究機関試験等手数料徴収条例(昭和58年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例

第1条中「長野県情報技術試験場、長野県工業試験場、長野県精密工業試験場及び長野県食品工業試験場」を「長野県工業技術総合センター」に改める。

別表の繊維の項中「1,200円以上3,300円」を「1,900円以上5,400円」に、「400円以上6,800円」を「600円以上7,300円」に、

編織試験	〃	600円以上4,400円以下
染色試験	〃	900円以上3,000円以下

を

染色試験	〃	1,300円以上4,700円以下
------	---	------------------

に、「1,600円」を「2,600円」に改め、同表の木工の項中「400円以上700円」を「600円以上800円」に、「500円以上7,600円」を「1,000円以上9,600円」に、

材料耐候性試験	1時間	400円以上800円以下
塗料塗膜試験	1件	400円以下

を

塗料塗膜試験	1件	700円以下
--------	----	--------

に、「400円以上1,500円」を「2,100円」に改め、同表の機械金属の項中「400円以上44,000円」を「1,000円以上43,000円」に、

〃	1,200円以上99,000円以下
1時間 (1試験片)	2,800円以上42,000円以下

を

1件 (1測定箇所)	1,100円以上123,000円以下
1時間 (1試験片) 1件	4,300円以上57,000円以下

に、「400円以上

7,500円」を「800円以上1,400円」に、「400円以上7,200円」を「700円以上7,100円」に、「400円以上2,000円」を「1,700円以上2,700円」に、「700円以上18,000円」を「1,600円以上20,000円」に、「500円以上5,000円」を「800円以上4,200円」に、「800円以上44,000円」を「1,300円以上29,000円」に、「500円以上7,200円」を「1,000円以上8,700円」に、「700円以上2,500円」を「1,100円以上3,900円」に、「600円以上11,000円」を「1,300円以上14,000円」に、

電磁波雑音測定試験	〃	6,200円以上36,000円以下
-----------	---	-------------------

を

電磁波雑音測定試験	〃	5,500円以上34,000円以下
切削試験	〃	2,100円以下

に改め、同表の食品の項中「400円以上16,000円」を「700円以上15,000円」に、「18,000円」を「22,000円」に、「900円以上7,200円」を「1,500円以上7,400円」に、「600円」を「500円」に、

「**ビタミン等特殊試験**」を「**アミノ酸等特殊試験**」に、  
 「9,100円以上31,000円」を「11,000円以上30,000円」に改め、同表の化学等の項中「1,800円以上51,000円」を「2,900円以上66,000円」に、  
 「**1件1成分** 800円以上35,000円以下」を

「**1件1成分  
(1件1試料)** 1,300円以上32,000円以下」に、「400円」を

「900円」に、

窯業製品試験	〃	700円以下
物理化学試験	〃	500円以上11,000円以下

を

「**物理化学試験**」 800円以上13,000円以下」

に改め、同表の成績表謄本又は証明書の項中「400円」を「600円」に改める。

## 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## 産業技術課

技術専門校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第27号**

## 技術専門校条例の一部を改正する条例

技術専門校条例（昭和39年長野県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条中「に限る。以下この条において同じ」を「及び短期課程のうち職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第29条の4第1項に定める求職者に対して行う訓練以外のもの（次条において「在職者訓練」という。）に限る」に改め、「、技術専門校」の次に「の普通課程」を加える。

第8条第1項の表を次のように改める。

区分	授業料	入校料	入校審査料
普通課程	年額 115,200円	5,650円	2,200円
在職者訓練	普通課程の授業料の額等を勘案して知事が定める額	—	—

第9条第2項中「4,100円」を「5,900円」に改める。

## 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## 産業活性化・雇用創出推進局

長野県工科短期大学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第28号**

## 長野県工科短期大学校条例の一部を改正する条例

第1条 長野県工科短期大学校条例（平成6年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「4,100円」を「5,900円」に改める。

別表の1中「337,900」を「379,200」に、「84,600」を「126,900」に、「4,300」を「4,800」に、「28,100」を「31,600」に改める。

第2条 長野県工科短期大学校条例の一部を次のように改正する。

「別表の1中 

県内の者	126,900
県外の者	169,200

」を

「169,200」に改め、同1の備考を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条中長野県工科短期大学校条例別表の1の改正規定（「84,600」を「126,900」に改める部分に限る。）は平成18年4月1日から、第2条の規定は平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在学する者に係る授業料の額は、第1条の規定による改正後の長野県工科短期大学校条例（以下「改正後の条例」という。）別表の1の規定（授業料の欄に係る部分に限る。以下同じ。）にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後において編入学し、又は転入学した者に係る授業料の額は、改正後の条例別表の1の規定にかかわらず、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

## 産業活性化・雇用創出推進局

改良普及員資格試験条例を廃止する等の条例をここに公布します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第29号**